

釜利谷東小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 25 日策定
平成 28 年 2 月 1 日一部改訂
平成 30 年 2 月 28 日一部改訂
平成 31 年 4 月 1 日一部改訂

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

・いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは、「誰もが安全で健康的な毎日を過ごし、いつも学校への登校と生活を楽しみに出来るよう、子ども一人ひとりを大切にしたい学校づくり」という学校目標の実現のための阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な問題です。本校では、いじめはどの集団にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こる可能性があるとの認識のもと、①いじめの未然防止、②早期発見・早期対応、③適切な対応・措置の3つの視点から取組を推進していきます。

(1) 特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組めます。

(2) いじめはどの集団にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であるという感覚をもって取り組めます。

(3) いじめのない子ども社会を実現するために、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し活動します。

(4) 子どもは自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努めます。

2 組織の設置及び組織的な取組

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員で取り組み、関係機関との連携を図ります。

・組織の構成

「いじめ防止対策委員会」は校長が招集し、構成委員は次の者としめます。校長、副校長、主幹教諭、児童支援専任、各学年担任、養護教諭等。また、必要に応じて、保護者代表、心理や福祉の専門家、医師など外部専門家の参加を求めます。

・組織の役割

いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、担任や一部の教職員で抱える

ことなく、いじめ防止対策委員会が中核となって直ちに判断や対応を行います。いじめ防止対策委員会は事案の有無に関わらず月1回以上、定期的を開催し、校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行い、適切な対策をします。

・年間計画

4月	児童の実態把握 児童支援全体会（スタンダード研修） 児童支援委員会 特別支援教育全体会 懇談会 家庭訪問 なかよし給食
5月	児童の実態把握 第1回 Y-P アセスメント 児童支援全体会 個別支援学級理解研修 なかよし遠足 ジュニアカップ
6月	児童の実態把握 特別支援教育研修 児童支援委員会 体力テスト あいさつ週間 なかよし給食 なかよし活動
7月	児童の実態把握 児童支援全体会 特別支援教育全体会（自閉症理解研修） 三者面談 地域パトロール 横浜子ども会議（金沢中ブロック）
8月	地域パトロール 横浜子ども会議（金沢区）
9月	児童の実態把握 児童支援委員会 なかよし活動
10月	児童の実態把握 児童支援委員会 児童指導研修 地域清掃 あいさつ週間 なか よし活動 道徳授業参観
11月	児童の実態把握 第2回 Y-P アセスメント 児童支援委員会 感謝の会 なかよし給食 なかよし活動
12月	児童の実態把握 人権週間 児童支援委員会 三者面談 児童支援全体会
1月	児童の実態把握 児童支援委員会 なかよし給食 なかよし活動
2月	児童の実態把握 児童支援委員会 学校説明会 懇談会
3月	児童の実態把握 児童支援全体会

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

・いじめ防止への取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、楽しく分かる授業づくりに努め、自己有用感を高め、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。

具体的な取組…道徳授業、Y-P アセスメント、学校説明会・懇談会でのいじめ防止基本方針の周知、人権週間での授業 横浜子ども会議への参加

・いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識

し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知に努めます。

具体的な取組…児童の実態把握（授業・生活での見取り、アンケートの実施）、Y-P アセスメント、三者面談、子どもとの時間の確保（休み時間等）相談窓口の設置

・いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

具体的な取組…必要が認められるときは、いじめを受けた児童が安心して教室で教育を受けられるように、いじめを行った児童を教室以外の場所において学習を行わせるような措置をとります。犯罪行為として取り扱われるべきであると認められるときには、所轄警察署と連携します。その他、関係諸機関との連携を図り、必要な措置をとります。その各々の場面で、保護者との連携・指導・支援を密にし丁寧を実施し、児童の健全育成を図ります。

・いじめの解消

いじめ解消の要件は、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。定例の「いじめ防止対策委員会」で確認をする。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

・研修

児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修など、教員の資質向上のための校内研修を、年間計画をもとに行います。また、教育委員会が主催する児童理解、児童指導関係の研修に積極的に参加します。

具体的な取組…スタンダード研修、個別支援学級理解研修、特別支援教育研修、自閉症理解研修、児童指導研修

・学校運営協議会等の活用

必要に応じて、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」「PTA役員会」で報告し、意見をいただきます。また、青少年の健全育成を目指す「金沢中学校区学校・家庭・地域連携事業」、地域の見守り活動を行っている地域の方々の協力をいただき、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

4 重大事態への対処

・重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号にある「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等

に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合を指す。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号にある、「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、状況や状態等個々のケースは充分把握する。

- ・重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。

- ・重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会を中核として、事実関係を明確にするための調査を行います。また、横浜市教育委員会の指示がある場合には、その指示のもと進めていきます。

- ・児童生徒・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に充分配慮し、適切に提供します。

5 その他

- ・必要があると認められる際には、学校基本方針を改定します。